平成２７年（フ）第２９９号
北海道上川郡東川町西町１丁目７番12号
債務者　鈴木千枝子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０４号
北海道旭川市７条通13丁目60番地の９　セブンハイツ１－Ａ
債務者　木幡　俊夫
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０５号
北海道深川市１条17－２　レオパレスドリームハイツ３　102号室、住民票上の住所北海道旭川市秋月２条２丁目10番15号　ピヴォ103号室
債務者　中西　康浩
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１３号
北海道旭川市旭神３条１丁目１番10号
債務者　中家　未久
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１４号
北海道旭川市豊岡10条２丁目３番９号　レジデンスサン　207号室
債務者　簇谷　祐己（旧姓青嶋）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１６号
北海道旭川市南５条通26丁目504番地　グリーンハイツ藤Ａ２
債務者　竹内　憲仁
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５０号
東京都小平市花小金井５丁目33番20号福地方
債務者　坂本真理子（旧姓福地）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
東京都国立市東４丁目14番地の14イーストメゾン国立103
債務者　内田　喜子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７１号
愛知県豊田市高岡町東浦108番地１　ボヌール302、住民票上の住所愛知県安城市住吉町５丁目２番地17　グリーンマイル201
債務者　立原　一俊
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１２９号
横浜市磯子区下町７番10号　フォレスト根岸207号
債務者　浅野　英雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３０号
横浜市磯子区下町７番10号　フォレスト根岸207号
債務者　浅野　愛子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０９号
横浜市旭区白根６丁目51番16号　河端荘２のＢ
債務者　岩桐　義樹
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２２号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館218号室
債務者　山崎　祐太（旧姓須賀）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３７号
横浜市中区松影町２丁目７番地７　大正館712号室
債務者　三橋　　修
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
神奈川県鎌倉市台１丁目８番22号　リーズ湘南大船７号棟102号
債務者　金本　丈徳
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部